

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可証表示の免除の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例施行規則第 4 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例施行規則第 4 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町都市公園条例施行規則 （許可証） 第 4 条 略 2 略 3 法第 5 条第 2 項の許可を受けた者は、その許可に係る物件の見やすい場所に許可証を表示しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日